

TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持）→ 7万t（13年目以降）

豪州：0.6万t（当初3年維持）→ 0.84万t（13年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初）→ 25.3 万 t（7 年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初）→ 6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39 円/kg)を維持。
- ② T P P 枠を新設(2.5 万 t (当初) → 6.5 万 t (9 年目以降)・S B S 方式)。
- ③ 既存のW T O 枠内のマークアップを9 年目までに 45%削減し、新設するT P P 枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計 18.9 万 t (当初) → 20.1 万 t (11 年目以降))。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度(糖度 98.5 度以上 99.3 度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で 500 トン)を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとにT P P 枠を設定(計 6.2 万 t (当初) → 9.6 万 t (品目ごとに6 ~11 年目以降))。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、T P P 枠を設定(7.5 千 t)。
- ② T P P 参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスターチ、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計 2.7 千 t (当初) → 3.6 千 t (品目ごとに6 ~11 年目以降))。

4 牛肉：

(1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

(38.5% (現行) → 27.5% (当初) → 20% (10 年目) → 9% (16 年目以降))

(2) セーフガード：

- ① 発動数量(年間)：59 万 t (当初) → 69.6 万 t (10 年目) → 73.8 万 t (16 年目)
(関税が 20% を切る 11 年目以降 5 年間は四半期毎の発動数量も設定。)

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）
 16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。
 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524 円/kg）を維持。

- (2) 従量税は関税撤廃を回避。

従価税（現行 4.3%）：	2.2%（当初）→ 0%（10 年目以降）
従量税（現行 482 円/kg）：	125 円/kg（当初）→ 50 円/kg（10 年目以降）

- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を 100-70 円/kg に、従価税を 4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11 年目まで）。

6 乳製品：

- (1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳 21.3% +396 円/kg 等、バター29.8%+985 円/kg 等）を維持。

- ② T P P 枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳 2 万 659 t（当初） → 2 万 4102 t（6 年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

バター 3 万 9341 t（当初） → 4 万 5898 t（6 年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

合計 6 万 t（当初） → 7 万 t（6 年目以降）

- (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21 年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

- (3) チーズ

- ① モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。

- ② チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等については、16 年目までの長期の関税撤廃期間を設定。

- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を 15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11 年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16 年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては 12～16 年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については 11 年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を 15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

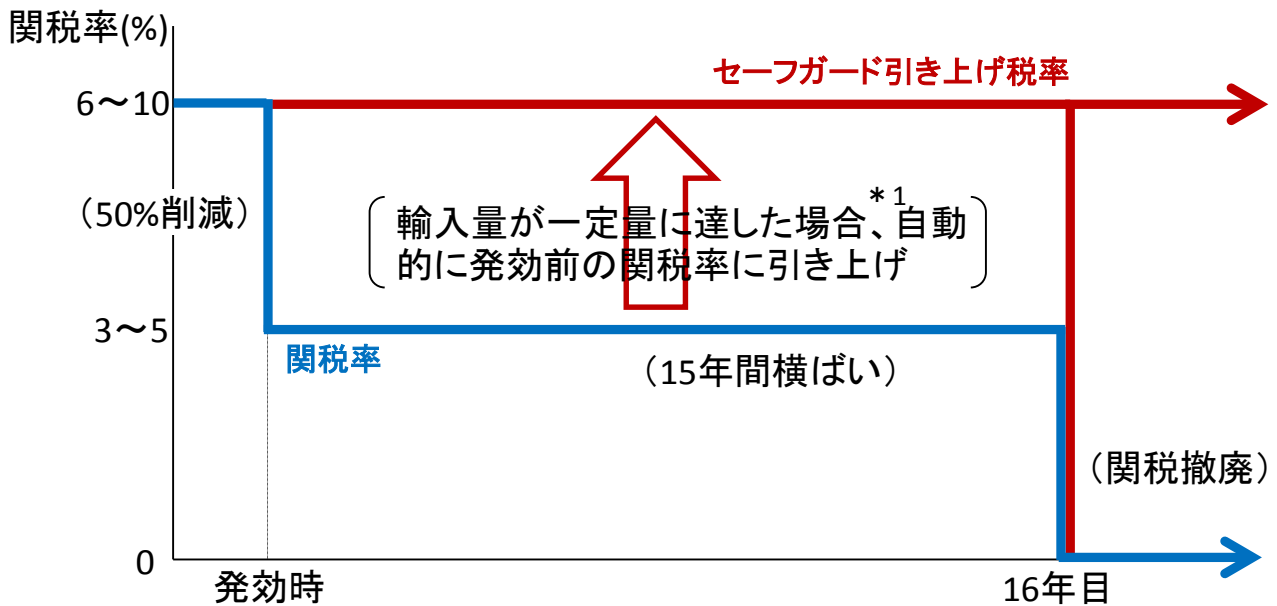
- ① 米国向けの牛肉については、15 年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の 20～40 倍（3,000t（当初）→6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5 年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

林産物

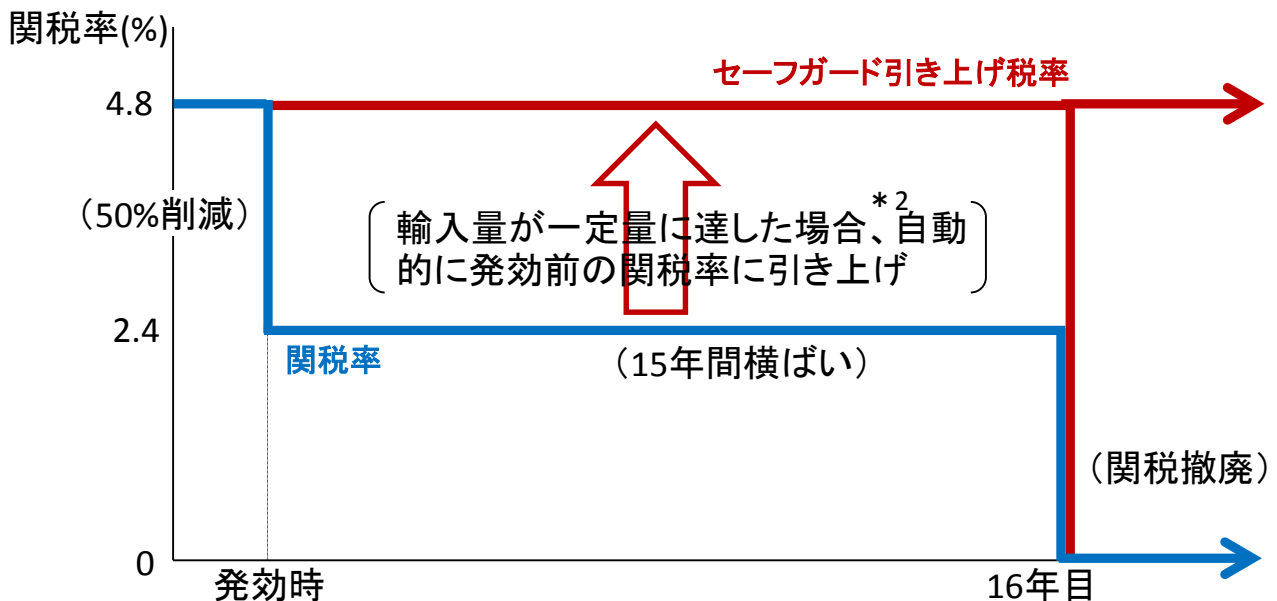
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例のない措置。
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB[※](オリエンテッドストランドボード)もセーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。

※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可

* 1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千 m^3 、毎年20.9千 m^3 増、16年目以降毎年31.3千 m^3 増。

* 2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千 m^3 、毎年31.5千 m^3 増、16年目以降毎年31.5千 m^3 増。